

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による雇用情勢への対策

雇用調整助成金(緊急対応期間)特例措置の更なる拡充について

OAG 社会保険労務士法人 社会保険労務士 三浦 絵美

5月27日に令和2年度第2次補正予算案(7,717億円)が閣議決定され、5月28日には「雇用調整助成金の特例措置の拡大」が発表されました。広報誌「the Heartful OAG」第182号(6月号)では、拡大前の情報を基に記事を構成しておりますので、拡大内容を補足し、要点を解説致します。尚、これらの補正予算案は6月8日に国会に提出し、17日までの成立を目指すとされています。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

一時的な休業などで従業員の雇用維持を図る企業に対して、休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」を抜本的に拡充するのが、「特例措置の拡大」です。主なポイントは、以下の3点です。

- ①新型コロナウイルス感染症特例措置期間が**2020年(令和2年)9月30日まで延長**
- ②解雇等を行わない場合の休業助成率の引き上げ(中小企業の場合は、10/10を助成)
- ③休業・教育訓練の1人1日当たりの助成額の**上限額を15,000円に引き上げ(月額上限は33万円)**

1人1日当たりの助成額の上限額が従来の8,330円から特例的に15,000円まで引き上げられることで、企業が実際に受給できる助成額が大幅に増加することが見込まれます。

【新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大】

| | 特例以外の場合の雇用調整助成金 | 新型コロナウイルス感染症特例措置(4月1日から 9月30日まで) |
|--------|---|--|
| 対象 | ▶ 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 ▶ 雇用保険の被保険者 | ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】 ▶ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象 |
| 要件 | ▶ 生産指標要件:3カ月10%以上低下 ▶ 短時間一斉休業のみ ▶ 休業規模要件:1/20(中小) 1/15(大企業) ▶ 計画届を事前提出 ▶ 6カ月以上の被保険者期間が必要 ▶ 派遣期間制限の通算期間がリセットされるクーリング期間は1年 ▶ 出向期間要件:3カ月以上1年以内 | ▶ 生産指標要件を緩和:1カ月5%以上低下 ▶ 短時間一斉休業要件を緩和(一斉でなくても可) ▶ 休業規模要件:1/40(中小) 1/30(大企業) ▶ 計画届の提出を撤廃 ▶ 被保険者期間要件を撤廃 ▶ クーリング期間を撤廃 ▶ 出向期間要件: 1カ月以上 1年以内 |
| 助成率 | 休業 ▶ 中小企業:2/3 ▶ 大企業 :1/2 教育訓練 ▶ 中小企業:2/3+加算額:1,200円 ▶ 大企業 :1/2+加算額:1,200円 | 休業 ▶ 中小企業:4/5(解雇等を行わない場合: 10/10) ▶ 大企業 :2/3(解雇等を行わない場合:3/4) 教育訓練 ▶ 中小企業:4/5(解雇等を行わない場合: 10/10)+加算額:2,400円 ▶ 大企業 :2/3(解雇等を行わない場合:3/4)+加算額:1,800円 |
| 助成の上限額 | 休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円 | 休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円 |
| 支給限度日数 | 1年100日、3年150日 | 1年100日、3年150日+上記対象期間(別枠扱い) |
| 残業相殺 | 残業相殺の対象 | 残業相殺停止 |

※表中の赤字部分が今回の追加拡充内容

雇用調整助成金の申請・支給決定件数が急増

5月19日に申請書類の簡素化が発表されてから、雇用調整助成金の申請件数および支給決定件数が大幅に増加しています。報道や厚生労働省のホームページなどで最新情報をご確認いただきながら、本助成金を活用されることをお勧め致します。

| 雇用調整助成金の処理状況 | 支給申請件数(累計) | 支給決定件数(累計) |
|-------------------------|------------|------------|
| 2020年(令和2年)5月31日時点(速報値) | 73,803件 | 37,968件 |

お問い合わせ先

OAG 社会保険労務士法人(東京)

☎ 03-6265-6775